

<2019年5月25日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (口座の開設)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本約款および取引説明書、その他当社の定める規則等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により外貨ネクストネオ口座の開設の申込を行うものとします。ただし、申込にあたっては次の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) <u>18才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合、売買担当者が20才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。ただし、18才以上20才未満の個人のお客様(既婚者は除きます。)</u>につきましては、<u>当社所定の書面による法定代理人の同意および当社が指定する書面の提出があること</u></p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 名義の如何を問わず、同一のお客様が本取引において既に口座を保有していないこと。<u>ただし、所定の基準に基づき当社が承諾した場合を除く</u></p> <p>(12) ～ (16) (略)</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (口座の開設)</p> <p>1. お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本約款および取引説明書、その他当社の定める規則等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により外貨ネクストネオ口座の開設の申込を行うものとします。ただし、申込にあたっては次の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) <u>20才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合、売買担当者が20才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。</u></p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 名義の如何を問わず、同一のお客様が本取引において既に口座を保有していないこと。</p> <p>(12) ～ (16) (略)</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>